

議会基本条例第17条・19条・20条 正副座長案 新旧対照表

正副座長案	素案たたき台	備考
<p>(議会事務局)</p> <p>第17条 議会は、議長の統理する事務を遂行するため、<u>地方自治法第138条第2項の規定により、議会事務局を設置する。</u></p> <p>2 <u>議会事務局は、前項によるもののほか、議会の政策立案・政策提言活動、調査活動等を補佐する役割を担うため、体制を充実強化するものとする。</u></p> <p>3 <u>議長は、地方自治法第138条第5項の規定により、議会事務局の職員を任免する。</u></p> <p>4 <u>議長は、議会事務局の職員に係る人事に関して、市長にあらかじめ協議するよう求めることができる。</u></p> <p>第6章 議員の定数・報酬等</p> <p>(議員定数)</p> <p>第19条 議員定数は、本条例に規定した議会としての機能を果たすのにふさわしいものとするを基本とし、小金井市議会議員定数条例(昭和26年条例第14号)により定めるものとする。</p> <p>2 議員定数の改正に当たっては、市政の現状及び課題を十分に考慮し、市民の意見を聴取したうえで定めるものとする。</p> <p>(議員報酬)</p> <p>第20条 議員報酬は、市民の負託に応える議員活動への対価であることを基本とし、小金井市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例(昭和31年条例第21号)に定めるものとする。</p> <p>2 議員報酬の額の改定に当たっては、財政事情、市政の現状及び課題を考慮するとともに、市民の意見を聴取するものとする。</p> <p>3 <u>議員報酬の額に関する条例を議会に提出しようとするときは、あらかじめ、当該議員報酬の額について小金井市特別職報酬等審議会の意見を聴くものとする。</u></p>	<p>(議会事務局)</p> <p>第17条 議会は、議長の統理する事務を遂行するため、議会事務局を設置する。また、議会の政策立案活動、調査活動等を補佐する役割を担うため、<u>体制を充実強化するものとする。</u></p> <p>第6章 議員の定数・報酬等</p> <p>(議員定数)</p> <p>第19条 議員定数は、本条例に規定した議会としての機能を果たすのにふさわしいものとするを基本とし、小金井市議会議員定数条例(昭和26年条例第14号)により定めるものとする。</p> <p>2 議員定数の改正に当たっては、市政の現状及び課題、<u>将来予測等を十分に考慮し、市民意見を把握し定めるものとする。</u></p> <p>(議員報酬)</p> <p>第20条 議員報酬は、市民の負託に応える議員活動への対価であることを基本とし、小金井市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例(昭和31年条例第21号)に定めるものとする。</p> <p>2 議員報酬の改定に当たっては、<u>小金井市特別職報酬等審議会の意見、財政事情、市政の現状及び課題、将来予測等を考慮し、市民の意見を把握して決定するものとする。</u></p>	<p>第1項を分割 規定の修正</p> <p>第3項を追加</p> <p>第4項を追加</p> <p>規定の修正</p> <p>第2項を分割 規定の修正</p>